

独立行政法人原子力安全基盤機構の中期計画の一部修正（案）

平成 2 5 年 2 月 1 9 日
独 立 行 政 法 人
原 子 力 安 全 基 盤 機 構

1. 独立行政法人原子力安全基盤機構に対する第三期中期計画

- 第三期中期計画は、経済産業大臣より指示を受けた第三期中期目標を達成するために作成、申請し、平成 2 4 年 3 月 3 0 日に認可を受けた。
- その後、当該中期目標において原子力規制委員会の設置に伴う組織名称等の技術的修正及び最新の動向等に合わせた修正を行うこととなったことから、これに基づき中期計画についても修正を行うこととしたもの。
- なお、本修正案については、平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日に開催した原子力規制委員会原子力安全基盤機構部会と内閣府原子力安全基盤機構分科会の合同会議における審議を経たものである。

2. 第三期中期計画の一部修正（案）（別添参照）に係るポイント

原子力安全基盤機構（以下「J N E S」）の第三期中期計画について、第三期中期目標の一部修正（案）に基づき修正を行った。原子力防災に関する主な修正ポイントは次のとおり。

（まえがき：別添 P 1 ～ P 2）

- 平成 2 4 年 1 0 月の拡散シミュレーションの計算誤り*など、J N E S の業務遂行能力に対する信頼が疑われる事態の発生を踏まえ、再発防止策の確実な実施と内部統制の徹底をすべきことを追記。

*拡散シミュレーションの計算誤り

原子力防災対策を重点的に充実すべき地域を定めるに当たって参考となる情報を得ることを目的として実施した原子力発電所事故時の放射性物質の拡散シミュレーションにおいて、発電所周辺への被ばく影響を示した計算結果の一部に方位、距離などの誤りがあり、度重なる修正をしたもの。

(Ⅰ. 3. 防災関連業務等：別添P6～8)

- JNESは、従来から、国の緊急時対応センターやオフサイトセンターにおける通信資機材等整備を担っていたところ、原子力規制委員会設置による新体制移行に伴い、官邸を中心とした緊急時体制を整備したことから、官邸における原子力防災に関する資機材等整備も担うことを明確化。
- 第三者の専門機関として、国による原子力防災関連制度の不断の改善取組に対し、必要な技術的支援等を担うことを明確化。

(Ⅱ. 3. 組織運営、業務の質の向上、業務執行の高度化：別添P20～23)

拡散シミュレーションの計算誤りなど、JNESの業務遂行能力に対する信頼が疑われる事態の発生を踏まえ、以下の改善を図っていくことを追記。

- 経営機能の強化として、社会的影響の大きい不適合の発生等がある場合に備え、リスクマネジメントの強化を図るとともに、これに係る教育・訓練とその結果を測定・評価する仕組みを充実し、継続的改善を図っていくことを明確化。
- 再発防止対策として、外部からの作業依頼に対する品質確保のための実施体制の検討やその変更管理、また、複数部室間にまたがる作業における役割・責任分担等の明確化、更には、外部能力を活用する際の調達管理の充実、業務管理の継続的改善を明確化。

独立行政法人原子力安全基盤機構の中期計画の一部修正(案)

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
<u>まえがき</u> 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)は原子力安全規制の一翼を担う組織として、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故を防止できなかったことを真摯に反省し、原子力安全規制に対する信頼回復に努めていく必要がある。このため、機構は放射線による有害な影響から人と環境を守るという原子力安全規制の理念に立ち、深層防護の基本に常に立ち返り、専門技術者集団としての自覚と責任を持って、科学的な知見に基づき合理的に判断し行動する。 一方、政府では、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離等の観点から原子力規制庁を設置する検討がされており、機構はその技術支援機関として、今後、「原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案」が成立・施行された際には、重大事故対策の強化、最新の技術的知見を許可済施設・運用に反映する制度の導入や運転期間の制限、あるいは原子力災害対策の強化等の新たな規制制度について適切な執行を担うことが求めら<u>れる</u>。 また、機構が行う検査の信頼性に対する疑念をもたれるような検査未実施等の問題が発生したことにより、第三者の有識者からなる「検査等業務についての第三者調査委員会」より、機構は問題点の指摘や改善点の提言を受けており、これらを踏まえて組織風土を刷新し抜本的な意識改革を行うために必要な改善を講じ、国民の信頼を回復しなければならない。 以上を踏まえ、独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき、平成24年4月から始まる期間における中期目標を達成するための中期計画を以下のとおり定める。 なお、本第三期中期計画は今後の原子力安全規制に関する組織の見	<u>まえがき</u> 独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)は原子力安全規制の一翼を担う組織として、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故を防止できなかったことを真摯に反省し、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(国会事故調)、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(政府事故調)からの原子力安全規制の在り方等についての指摘・提言を踏まえつつ、原子力安全規制に対する信頼回復に努めていく必要がある。このため、機構は放射線による有害な影響から人と環境を守るという原子力安全規制の理念に立ち、深層防護の基本に常に立ち返り、専門技術者集団としての自覚と責任を持って、科学的な知見に基づき合理的に判断し行動する。 一方、政府では、原子力安全行政に対する信頼回復とその機能向上を図るため、規制と利用の分離等の観点から原子力規制委員会が設置され、機構はその技術支援機関として、重大事故対策の強化、最新の技術的知見を許可済施設・運用に反映する制度の導入や運転期間の制限、あるいは原子力災害対策の強化等の新たな規制制度について適切な執行を担うことが求められ<u>ている</u>。 また、第二期中期目標期間における検査未実施等の問題の発生、平成24年10月の拡散シミュレーションの計算誤りなど、機構の業務遂行能力に対する信頼が疑われる事態が相次いで発生した。機構は、それぞれまとめた再発防止策を確実に実施することはもとより、経営層による内部統制を徹底することにより、機構に対する国民の信頼を回復しなければならない。 以上を踏まえ、独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき、平成24年4月から始まる期間における中期目標を達成するための中期計画を以下のとおり定める。

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
直し等に応じて、適宜、見直しを行うこととし、その際、事務・事業及び組織の徹底的な合理化を図る。	なお、本第三期中期計画は今後の原子力安全規制に関する組織の見直し等に応じて、適宜、見直しを行うこととし、その際、事務・事業及び組織の徹底的な合理化を図る。
<u>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</u> 第三期中期目標期間では原子力安全のための規制や制度の見直しが行われることとなるため、新たな安全規制制度が円滑に実施されるよう、自らが有する専門的知見を最大限に発揮し、原子力規制庁の規制業務を支援する。 また、原子力災害等が発生した場合には、迅速かつ的確に業務を実施するとともに、平常時においても原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。 他方、原子力発電所の新規導入国における原子力安全水準の確保、維持、向上は重要であり、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた事故情報の共有や安全基準の策定等の協力が必要である。 こうした要求に応えるため検査等業務に係る問題点の改善に努めつつ、国の原子力安全行政の実施上、重要な基盤の整備に引き続き取り組むこととする。 更に、安全規制を取り巻く環境の変化に対して、一層の先見性・機動性を持って、今後必要となる規制ニーズを的確に把握し、安全規制制度の整備、高度化、効率化のために優先的に取り組むべき課題等を積極的に原子力規制庁に提言し、支援し、これら課題を解決する。その際には、事業目的、達成状況等を厳格かつ客観的に評価・分析し、事業の廃止も含めた積極的な見直しを絶えず行い、PDCA サイクルを的確に遂行する。	<u>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</u> 第三期中期目標期間では原子力安全のための規制や制度の見直しが行われることとなるため、新たな安全規制制度が円滑に実施されるよう、自らが有する専門的知見を最大限に発揮し、原子力規制委員会の規制業務を支援する。 また、原子力災害等が発生した場合には、迅速かつ的確に業務を実施するとともに、平常時においても原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。 他方、原子力発電所の新規導入国における原子力安全水準の確保、維持、向上は重要であり、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた事故情報の共有や安全基準の策定等の協力が必要である。 こうした要求に応えるため検査等業務に係る問題点の改善に努めつつ、国の原子力安全行政の実施上、重要な基盤の整備に引き続き取り組むこととする。 さらに、安全規制を取り巻く環境の変化に対して、一層の先見性・機動性を持って、今後必要となる規制ニーズを的確に把握し、安全規制制度の整備、高度化、効率化のために優先的に取り組むべき課題等を積極的に原子力規制委員会に提言し、支援し、これら課題を解決する。 その際には、事業目的、達成状況等を厳格かつ客観的に評価・分析し、事業の廃止も含めた積極的な見直しを絶えず行い、PDCA サイクルを的確に遂行する。

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
	確に遂行する。
1. 検査等業務	1. 検査等業務
(1) 法令に基づく検査等業務 電気事業法及び原子炉等規制法（原子炉等規制法改正後においては同法）に基づき、各種の検査、審査及び確認の業務（以下「検査等」という。）を行うこととされており、これら検査等業務の実施にあたっては、事業者依存体質の改善や検査等業務に対する品質マネジメントシステムの改善を通じ、主体性と独立性のある検査等業務プロセスを構築し、運用する。 特に、以下の点について、重点的に取り組む。 ①ISO／IEC ガイド 65（製品認証機関に関する一般的要求事項）及びガイド 65 の引用規格のうち ISO／IEC17020（検査を実施する各種機関の運営に関する一般基準）を参考として、利害関係者からの独立性・公平性確保、業務に応じた技術知識・経験を有する十分な検査員の確保などにより、検査等業務の品質が確保される品質マネジメントシステムとして見直す。 また、検査等業務のための要領書、手順書等の制定・改廃プロセス（マネジメントレベルの関与の強化を含む）を規程上明確化し、その責任者及び役割を定めるとともに、検査員の個別の能力に頼らない検査の確認ポイントや手順を明確にした業務プロセスを構築し、当該業務のマニュアル類の継続的な改善を行う。 内部監査については、各部長が自組織を評価するセルフアセスメント方式を廃止し、監査員の資格について、利益相反や親密さのリスクなど、適格性の要件を定めたうえで、被監査部門に所属しない監査員のチームによる内部監査方式へ変更するとともに外部監査については定期的に実施する。 <u>更に</u>、検査等の結果の判断に影響しなくとも原子力安全上、重要	(1) 法令に基づく検査等業務 電気事業法及び原子炉等規制法（原子炉等規制法改正後においては同法）に基づき、各種の検査、審査及び確認の業務（以下「検査等」という。）を行うこととされており、これら検査等業務の実施にあたっては、事業者依存体質の改善や検査等業務に対する品質マネジメントシステムの改善を通じ、主体性と独立性のある検査等業務プロセスを構築し、運用する。 特に、以下の点について、重点的に取り組む。 ①ISO／IEC ガイド 65（製品認証機関に関する一般的要求事項）及びガイド 65 の引用規格のうち ISO／IEC17020（検査を実施する各種機関の運営に関する一般基準）を参考として、利害関係者からの独立性・公平性確保、業務に応じた技術知識・経験を有する十分な検査員の確保などにより、検査等業務の品質が確保される品質マネジメントシステムとして見直す。 また、検査等業務のための要領書、手順書等の制定・改廃プロセス（マネジメントレベルの関与の強化を含む）を規程上明確化し、その責任者及び役割を定めるとともに、検査員の個別の能力に頼らない検査の確認ポイントや手順を明確にした業務プロセスを構築し、当該業務のマニュアル類の継続的な改善を行う。 内部監査については、各部長が自組織を評価するセルフアセスメント方式を廃止し、監査員の資格について、利益相反や親密さのリスクなど、適格性の要件を定めたうえで、被監査部門に所属しない監査員のチームによる内部監査方式へ変更するとともに外部監査については定期的に実施する。 <u>さらに</u>、検査等の結果の判断に影響しなくとも原子力安全上、重

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
なもの及び検査等業務の役務の公正性、中立性に疑いを抱かせるおそれのあるものは不適合処置の対象とする。 ② 検査の各段階及び各作業において、品質管理レビューを適正に行うよう、機構関係者以外の第三者が検査等業務に係る品質管理を定期的にチェックする外部有識者からなる品質管理評価委員会を設置し、機構が実施した品質管理に関する計画、実行、評価、改善の各プロセスについて、必要に応じ個別の検査も対象としつつ、年1回以上定期的に、更に必要の都度、評価を受ける。 ③ 検査等業務を行う三部門（検査業務部、福井事務所、核燃料サイクル施設検査本部）の業務品質管理を一括して行うために、各部門において個々に作成している検査等業務の品質管理に関する規程類の一元化を図るとともに、一元化した規程類の品質に係わる役割、責任、体制の見直しを行い、三部門の検査等業務の品質を一括してマネジメントする体制へと変更する。 ④検査等業務を公正かつ厳正に行うため、原子力規制庁との協議を通じ、定期安全管理審査で採用している事前通告無しの抜き打ち検査の頻度や他の検査への拡大など、検査方法の見直しに取り組む。また、検査員等の倫理に関する厳格な規律を取り込んだ職務規程や事務規程を制定・改正し、検査等業務の役割の重要性の自覚を組織に浸透させるための教育・研修を強化、充実する。加えて、検査の適正性を確保するための体制を維持しつつ、原子力事業者等の中途採用者が行う検査対象を、出身元と関わりのない施設に限るよう計画的に取り組む。 ⑤ 全ての検査等について、申請番号や申請者、検査実施日、実施項目、合格処分等や国への通知を行った日に加え、検査結果や検査等での指摘事項、やり取り概要等の情報を、合格処分等を行った時点以降速やかに機構のホームページにて開示するため、規程	要なもの及び検査等業務の役務の公正性、中立性に疑いを抱かせるおそれのあるものは不適合処置の対象とする。 ② 検査の各段階及び各作業において、品質管理レビューを適正に行うよう、機構関係者以外の第三者が検査等業務に係る品質管理を定期的にチェックする外部有識者からなる品質管理評価委員会を設置し、機構が実施した品質管理に関する計画、実行、評価、改善の各プロセスについて、必要に応じ個別の検査も対象としつつ、年1回以上定期的に、更に必要の都度、評価を受ける。 ③ 検査等業務を行う三部門（検査業務部、福井事務所、核燃料サイクル施設検査本部）の業務品質管理を一括して行うために、各部門において個々に作成している検査等業務の品質管理に関する規程類の一元化を図るとともに、一元化した規程類の品質に係わる役割、責任、体制の見直しを行い、三部門の検査等業務の品質を一括してマネジメントする体制へと変更する。 ④検査等業務を公正かつ厳正に行うため、原子力規制庁との協議を通じ、定期安全管理審査で採用している事前通告無しの抜き打ち検査の頻度や他の検査への拡大など、検査方法の見直しに取り組む。また、検査員等の倫理に関する厳格な規律を取り込んだ職務規程や事務規程を制定・改正し、検査等業務の役割の重要性の自覚を組織に浸透させるための教育・研修を強化、充実する。加えて、検査の適正性を確保するための体制を維持しつつ、原子力事業者等の中途採用者が行う検査対象を、出身元と関わりのない施設に限るよう計画的に取り組む。 ⑤ 全ての検査等について、申請番号や申請者、検査実施日、実施項目、合格処分等や国への通知を行った日に加え、検査結果や検査等での指摘事項、やり取り概要等の情報を、合格処分等を行った時点以降速やかに機構のホームページにて開示するため、規程

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
類を整備し、実施する。 (2) 検査員の研修等 検査等業務の質の充実・向上を目的とした、検査等に係る法令、制度及び個別施設の理解の充実に向けた模擬検査を含む研修等の充実を図るとともに、現場レベルでの管理強化、緊張感維持のため、高い信頼性を有するベテラン職員を現地に派遣し検査員に指導助言を行うなどの仕組みを検討する。 なお、業務従事時間の5%以上を研修受講に充てることとする。	類を整備し、実施する。 (2) 検査員の研修等 検査等業務の質の充実・向上を目的とした、検査等に係る法令、制度及び個別施設の理解の充実に向けた模擬検査を含む研修等の充実を図るとともに、現場レベルでの管理強化、緊張感維持のため、高い信頼性を有するベテラン職員を現地に派遣し検査員に指導助言を行うなどの仕組みを検討する。 なお、業務従事時間の5%以上を研修受講に充てることとする。
2. 安全審査等関連業務	2. 安全審査等関連業務
(1) 安全審査等の支援 原子炉施設等の許認可に係る審査等においては、当該施設の設計等の妥当性を評価するため、事故等の発生を防止することができるか又は事故等が発生した場合にも外部に影響を与えることがないか等の確認を含め、機構は、原子力規制庁の依頼に応じて、機構が独自に整備した解析コード等を用いて事業者の解析の妥当性を確認するクロスチェック等を行う。 また、「原子炉等規制法」の改正・施行に合わせて、事業者が実施する重大事故対策の強化、許可済施設への最新知見の適用、安全性向上のための評価、運転期間の制限に伴う経年劣化評価等に係る妥当性を確認するために、新たな規制制度の具体的な内容に応じ、必要となる技術評価等の見直しを図るなど、機構が実施することとなる技術評価等業務を効率的かつ効果的に実施する。 (2) 事故・故障の対応 原子炉施設等で発生した事故・故障が施設の安全運転に影響を及	(1) 安全審査等の支援 原子炉施設等の許認可に係る審査等においては、当該施設の設計等の妥当性を評価するため、事故等の発生を防止することができるか又は事故等が発生した場合にも外部に影響を与えることがないか等の確認を含め、機構は、原子力規制委員会の依頼に応じて、機構が独自に整備した解析コード等を用いて事業者の解析の妥当性を確認するクロスチェック等を行う。 また、「原子炉等規制法」の改正・施行に合わせて、事業者が実施する重大事故対策の強化、許可済施設への最新知見の適用、安全性向上のための評価、運転期間の制限に伴う経年劣化評価等に係る妥当性を確認するために、新たな規制制度の具体的な内容に応じ、必要となる技術評価等の見直しを図るなど、機構が実施することとなる技術評価等業務を効率的かつ効果的に実施する。 (2) 事故・故障の対応 原子炉施設等で発生した事故・故障が施設の安全運転に影響を及

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
ばす可能性があると原子力規制庁が判断した場合には、原子力規制庁が行う事故・故障の原因の把握、影響拡大の可能性及び影響緩和措置の妥当性の評価を支援するとともに事業者から原子力規制庁への報告について、その妥当性を確認するための解析・評価等も実施し、その結果を速やかに原子力規制庁に報告する。 また、原子力規制庁の進める原子炉施設等の事故・トラブルの再発防止対策の検討に際し、取るべき措置について提言する等の技術支援を行う。	ばす可能性があると原子力規制委員会が判断した場合には、原子力規制委員会が行う事故・故障の原因の把握、影響拡大の可能性及び影響緩和措置の妥当性の評価を支援するとともに事業者から原子力規制委員会への報告について、その妥当性を確認するための解析・評価等も実施し、その結果を速やかに原子力規制委員会に報告する。 また、原子力規制委員会の進める原子炉施設等の事故・トラブルの再発防止対策の検討に際し、取るべき措置について提言する等の技術支援を行う。
3. 防災関連業務等	3. 防災関連業務等
原子炉施設等で原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）及び武力攻撃原子力災害（以下、「原子力災害等」という。）が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施する。そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制庁と調整の上、緊急時の参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。 また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、オフサイトセンターの設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。 具体的には、以下の取組みを行う。 ①指定公共機関としての防災業務計画や緊急時の参集、職員派遣等	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）及び武力攻撃原子力災害（以下、「原子力災害等」という。）が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施する。そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ的確に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会と調整の上、緊急時の参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。 また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、対策拠点となる官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター（以下「官邸・緊急時対応センター等」という。）の設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について原子力防災の支援機関として必要とされる業務を実施する。 具体的には、以下の取組みを行う。 ①指定公共機関としての防災業務計画や緊急時の参集、職員派遣等

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
の関連する対応手順書等を整備し、訓練を通じて改善し実効性向上を図る。 ②複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体が実施する原子力防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。 ③災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、緊急時対応センター、オフサイトセンター等を結ぶ専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。 ④ 災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS（緊急時対策支援システム）について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。また、ERSS の監視・管理は24時間体制を整備する。 ⑤ 災害時にオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターが所期の機能を果たすよう、災害対応の資機材やシステム（通信機器、防災資機材及びその他必要な装備一式）の整備・管理・運用について、その方針・手順を原子力規制庁と調整を図り、明文化し、実施する。 ⑥ 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査を実施する等、原子力防災に関する知見を蓄積し、国内外へ発信する。さらに、こうした知見を踏まえ、国、地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な支援・助言を行う。また、防災指針の改訂等に伴い、	の関連する対応手順書等を整備し、訓練を通じて改善し実効性向上を図る。 ②複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及ぶ場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体が実施する原子力防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。 ③災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、官邸・緊急時対応センター等を結ぶ必要な専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。 ④ 災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS（緊急時対策支援システム）について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。また、ERSS の監視・管理は24時間体制を整備する。 ⑤ 災害時に官邸・緊急時対応センター等が所期の機能を果たすよう、災害対応の資機材やシステム（通信機器、防災資機材及びその他必要な装備一式）の整備・管理・運用について、その方針・手順を原子力規制委員会と調整を図り、明文化し、実施する。 ⑥ 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査をはじめ、必要な調査を行うことにより、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不断に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。また、蓄積した知見を活用し、

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
<u>地方自治体が整備する地域防災計画の作成を支援する。</u> これらの業務を実施する際には、<u>東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、国において実施中の事故に関する調査・検証作業や防災計画・指針等の見直し、さらにはオフサイトセンターの立地や機能・設備等の検討結果</u>を踏まえることとする。 また、防災業務に関し、<u>原子力規制庁</u>、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。 なお、<u>オフサイトセンター</u>の管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすくホームページにおいて開示する。 また、<u>原子力規制庁</u>が事業者の核物質防護対策に対して行う審査・検査等に関して、的確な審査・検査を行うための技術的助言、設計基礎脅威の見直しのための調査、規定類の整備・見直しへの対応等の技術支援を実施する。	<u>地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な指導・助言を行う。さらに、こうした知見の国内外への発信を行う。</u> これらの業務を実施する際には、<u>国の防災対策に関する検討状況等</u>を踏まえる<u>必要があることから、国と連携して実施することとする。</u> また、防災業務に関し、<u>原子力規制委員会</u>、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。 なお、<u>官邸・緊急時対応センター等</u>の管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすくホームページにおいて開示する。 また、<u>原子力規制委員会</u>が事業者の核物質防護対策に対して行う審査・検査等に関して、的確な審査・検査を行うための技術的助言、設計基礎脅威の見直しのための調査、規定類の整備・見直しへの対応等の技術支援を実施する。
4. 安全研究・安全情報関連業務	4. 安全研究・安全情報関連業務
(1) 提言活動の強化 安全研究、情報収集等から得られた知見や将来の規制ニーズなどを評価・分析し、安全規制制度の整備、高度化、効率化のために優先的に取り組むべき課題やその解決策等について、提言が行えるよう各部署に提言を取りまとめるためのポストを設置するとともに、機構内外の知見を有効活用できる体制を整備し、<u>原子力規制庁</u>に提言する活動を行う。 (2) 規格基準等整備業務 安全情報の収集・分析・評価、調査、解析・評価、試験及び研究	(1) 提言活動の強化 安全研究、情報収集等から得られた知見や将来の規制ニーズなどを評価・分析し、安全規制制度の整備、高度化、効率化のために優先的に取り組むべき課題やその解決策等について、提言が行えるよう各部署に提言を取りまとめるためのポストを設置するとともに、機構内外の知見を有効活用できる体制を整備し、<u>原子力規制委員会</u>に提言する活動を行う。 (2) 規格基準等整備業務 安全情報の収集・分析・評価、調査、解析・評価、試験及び研究

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
等の実施及びこれら成果の活用により、原子力規制庁が実施する制度の見直し、審査、検査等のための規定等の策定、学協会規格のエンドース、IAEA等の国際基準策定等に対する支援を行う。 また、機構が実施する検査や技術評価等のためのガイドラインの策定やクロスチェック等のために必要となる解析コード及び評価手法の整備を行う。 (3) 安全研究関連業務 ①重点研究項目と重点化のための研究管理 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る「原子力安全に関するIAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」や「事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ（中期的課題）」、「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）等を踏まえるとともに、原子力・エネルギー政策の見直し等の方向性を見据えつつ、喫緊かつ最重要課題である「東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」や東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ以下のとおり安全研究の重点化を図る。 a. シビアアクシデントーアクシデントマネジメント分野 原子炉施設及び原子力施設における緊急事態対応に必要な規制の取り入れへ向け、国内外から得られる最新知見や事業者の動向を踏まえ、必要な試験データの収集や技術的根拠等の整備を行う。 (ア)地震・津波等への対策の強化（例えば電源の確保、使用済燃料プールの確実な冷却機能の確保、アクシデントマネジメント対策の徹底、原子力発電所の配置等の基本設計上の考慮等）について、必要なデータの整備等を実施し、規制の見直しおよび法制化に向	等の実施及びこれら成果の活用により、原子力規制委員会が実施する制度の見直し、審査、検査等のための規定等の策定、学協会規格のエンドース、IAEA等の国際基準策定等に対する支援を行う。 また、機構が実施する検査や技術評価等のためのガイドラインの策定を行う。 (3) 安全研究関連業務 ①重点研究項目と重点化のための研究管理 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る「原子力安全に関するIAEA 閣僚会議に対する日本国政府の報告書」や「事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ（中期的課題）」、「科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）等を踏まえるとともに、原子力・エネルギー政策の見直し等の方向性を見据えつつ、喫緊かつ最重要課題である「東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」や東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ以下のとおり安全研究の重点化を図る。 a. シビアアクシデントーアクシデントマネジメント分野 原子炉施設及び原子力施設における緊急事態対応に必要な規制の取り入れへ向け、国内外から得られる最新知見や事業者の動向を踏まえ、必要な試験データの収集や技術的根拠等の整備を行う。 (ア)地震・津波等への対策の強化（例えば電源の確保、使用済燃料プールの確実な冷却機能の確保、シビアアクシデント対策・アクシデントマネジメント策の徹底、原子力発電所の配置等の基本設計上の考慮等）について、必要なデータの整備等を実施し、規制の

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
けての案を作成する。 (イ) 原子炉施設及び原子力施設におけるリスク情報を活用した安全規制等、<u>アクシデントマネジメント対策</u>の妥当性確認に必要な<u>安全評価手法等</u>を整備する。 (ウ) 核燃料サイクル施設について、設計上の想定を超えた事象が発生した場合の<u>アクシデントマネジメント対策</u>の妥当性確認に資するデータ整備や技術的根拠等の整備を行う。 b. 原子力防災分野 原子炉施設及び原子力施設における緊急事態対応に必要な規制の取り入れへ向け、国内外から得られる最新知見や事業者の動向を踏まえつつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を活かすように必要な試験データの収集や技術的根拠等の整備を行う。 具体的には、自然事象に起因する複合的災害も含めた原子力緊急事態に的確に対応するための実効性のある緊急事態応急対策要領の策定に向け、海外の事故対策に対する考え方、PAZ(予防的防護措置を準備する区域)、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)、EAL(緊急時活動レベル)、OIL(運用上の介入レベル)等の基準及びその根拠を調査し、わが国に必要な課題を整理し原子力防災活動の枠組みや基準等の改良に必要なデータを整備するとともに、具体的な要領の改訂案を策定する。 また、住民避難計画の高度化を図るために、避難シミュレーション手法を整備し、各自治体が実施するための避難シミュレーション評価ガイドラインを作成し、改良、管理を行う。	見直し及び法制化に向けての案を作成する。 (イ) 原子炉施設及び原子力施設におけるリスク情報を活用した安全規制等、<u>シビアアクシデント対策・アクシデントマネジメント策</u>の妥当性確認に必要な<u>解析コードの開発・改良などを含む評価手法等の整備を行う</u>。 (ウ) 核燃料サイクル施設について、設計上の想定を超えた事象が発生した場合の<u>シビアアクシデント対策・アクシデントマネジメント策</u>の妥当性確認に資するデータ整備や技術的根拠等の整備を行う。 b. 原子力防災分野 原子炉施設及び原子力施設における緊急事態対応に必要な規制の取り入れへ向け、国内外から得られる最新知見や事業者の動向を踏まえつつ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を活かすように必要な試験データの収集や技術的根拠等を整備を行う。 具体的には、自然事象に起因する複合的災害も含めた原子力緊急事態に的確に対応するための実効性のある緊急事態応急対策要領の策定に向け、海外の事故対策に対する考え方、PAZ(予防的防護措置を準備する区域)、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)、EAL(緊急時活動レベル)、OIL(運用上の介入レベル)等の基準及びその根拠を調査し、わが国に必要な課題を整理し原子力防災活動の枠組みや基準等の改良に必要なデータを整備するとともに、具体的な要領の改訂案を策定する。 また、住民避難計画の高度化を図るために、避難シミュレーション手法を整備し、各自治体が実施するための避難シミュレーション評価ガイドラインを作成し、改良、管理を行う。

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
c. 耐震安全分野 (ア)地震随件事象の考慮等、基本設計省令の見直しに係る各種データを整備する (イ)地震・地震動、津波に関する評価手法の高度化も含めた整備をはじめ、原子炉施設に係る構造健全性や耐力の把握、残余のリスク評価への対応のために経年化を含めた原子力耐震安全に係る試験・研究を実施し、技術的判断根拠及び解析評価手法等を整備し、高度化を図る。 (ウ)耐震安全研究知見の収集・蓄積と情報発信に関する検討を行い、実施する。 d. 原子炉設計審査分野及び核燃料サイクル安全分野 原子炉施設及び核燃料サイクル施設における安全審査、規格基準類策定及び新たな規制制度の内容に適切に対応するために、国内外から得られる最新知見や事業者の動向を踏まえ、必要な情報・試験データの収集や技術的根拠及び解析評価手法の整備等を行う。 e. 原子炉運転管理分野 運転期間の制限を受けて事業者が実施する原子炉施設の経年劣化評価の技術的妥当性評価を適切に実施するために、長期的な運転に関する機器特性の把握及び経年メカニズムやその誘因パラメータに係る知見の収集等を行う。 具体的には、原子炉施設を構成する各材料の経年劣化事象について、長期試験データの取得や予測評価手法の検証を実施し、審査基準に必要な技術的判断根拠等を整備し、高度化を図る。	c. 耐震安全分野 (ア)地震随件事象の考慮等、基本設計省令の策定・見直しに係る各種データを整備する。 (イ)地震・地震動、津波に関する評価手法の高度化も含めた整備をはじめ、原子炉施設に係る構造健全性や耐力の把握、残余のリスク評価への対応のために経年化を含めた原子力耐震安全に係る試験・研究を実施し、技術的根拠の整備及び解析コードの開発・改良などを含む評価手法等の整備を行う。 (ウ)耐震安全研究知見の収集・蓄積と情報発信に関する検討を行い、実施する。 d. 原子炉設計審査分野及び核燃料サイクル安全分野 原子炉施設及び核燃料サイクル施設における安全審査、規格基準類策定及び新たな規制制度の内容に適切に対応するために、国内外から得られる最新知見や事業者の動向を踏まえ、必要な情報・試験データの収集、技術的根拠の整備及び解析コードの開発・改良などを含む評価手法の整備等を行う。 e. 原子炉運転管理分野 運転期間の制限を受けて事業者が実施する原子炉施設の経年劣化評価の技術的妥当性評価を適切に実施するために、長期的な運転に関する機器特性の把握及び経年メカニズムやその誘因パラメータに係る知見の収集等を行う。 具体的には、原子炉施設を構成する各材料の経年劣化事象について、長期試験データの取得や予測評価手法の検証を実施し、審査基準に必要な技術的根拠等の整備を行う。

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
f. バックエンド安全分野 廃止措置、クリアランス及び廃棄物処理・処分における安全審査及び規格基準類策定に適切に対応するために、国内外から得られる最新知見や事業者の動向を踏まえ、必要な試験データの収集や技術的根拠及び解析評価手法の整備等を行う。 g. 安全技術基盤分野 (ア) リスク情報活用 原子炉施設及び原子力施設における安全規制へのリスク情報を活用した確率論的安全評価（以下、「PSA」という。ただし、核燃料サイクル施設では ISA（Integrated Safety Analysis：総合安全解析）を含む。）手法については、整備したリスク情報を原子力安全規制へ活用することにより科学的合理性を高めることを目的として、リスク情報等の新たな知見を継続的に蓄積し整理するとともに、安全評価手法の確立及び適用範囲の拡張を目指す。 PSAを活用した安全向上対策の実現へ向け、火災、地震及び津波について、リスク情報活用による安全規制の科学的合理性の向上を図る。 (イ) ソフト面の安全規制 絶えず安全に係る専門的知識の学習を怠らず、原子力安全確保上の弱点はないか、安全性向上の余地はないかの吟味を重ねる姿勢を原子力関係者が持つという安全文化を醸成するために、必要なガイドライン整備や要件の高度化を図る。 更に平成 23 年度に機構が実施している全プロジェクトについて、緊急	f. バックエンド安全分野 廃止措置、クリアランス及び廃棄物処理・処分における安全審査及び規格基準類策定に適切に対応するために、国内外から得られる最新知見や事業者の動向を踏まえ、必要な情報・試験データの収集、技術的根拠の整備及び解析コードの開発・改良などを含む評価手法等の整備等を行う。 g. 安全技術基盤分野 (ア) リスク情報活用 原子炉施設及び原子力施設における安全規制へのリスク情報を活用した確率論的リスク評価（以下、「PRA」という。ただし、核燃料サイクル施設では ISA（Integrated Safety Analysis：総合安全解析）を含む。）手法については、整備したリスク情報を原子力安全規制へ活用することにより科学的合理性を高めることを目的として、リスク情報等の新たな知見を継続的に蓄積し整理するとともに、安全評価手法の確立及び適用範囲の拡張を目指す。 PRAを活用した安全向上対策の実現へ向け、火災、地震及び津波について、リスク情報活用による安全規制の科学的合理性の向上を図る。 (イ) ソフト面の安全規制 絶えず安全に係る専門的知識の学習を怠らず、原子力安全確保上の弱点はないか、安全性向上の余地はないかの吟味を重ねる姿勢を原子力関係者が持つという安全文化を醸成するために、必要なガイドライン整備や要件の高度化を図る。 さらに、平成 23 年度に機構が実施している全プロジェクトについて、

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
性が認められない安全解析コードの改良整備に関わる研究や運転中保全に係わる検査基盤整備などについては、研究期間内であっても中止又は一時停止等の措置を講ずるとともに、実施プロジェクトの研究内容・規模の見直しとプロジェクト間の整理・統合を図る。 また、5年をこえて研究を実施している混合酸化物燃料炉心の核設計手法に係わる研究、研究開発段階炉に関する研究等について、速やかに継続実施すべきか否か、研究計画の絞り込みやプロジェクト間の統廃合が可能か否か等について検討を行い、研究プロジェクトの刷新を図る。 これらの安全研究の重点化は外部有識者からなる原子力安全研究評価委員会の審議を経て行う。その際、研究開発段階炉に関する研究については、少なくとも計画当初は中期目標期間をこえた期間設定とならないようにする。更に原子力政策の動向及び研究開発ニーズを十分に踏まえ、再設計を行う。 また、核燃料サイクル施設に関する調査研究については、原子力・エネルギー政策の見直しを踏まえ、安全規制のために不可欠な技術的根拠及び解析評価手法の整備に限定して実施する。 なお、平成 23 年度実施の安全研究テーマの抽出を行うための基礎・基盤研究については、廃止する。 ②専門スタッフによる安全研究のマネジメントシステムの構築 安全研究の目的、最終的な活用目標、それに至るスケジュールを明確化し、研究プログラムの全体把握やプロジェクトごとの進捗管理・実績把握を計画策定、実施、成果取りまとめの各段階においてヒアリングなどにより適切に行った上で、社会情勢の変化等の状況を踏まえ、迅速に研究プログラムの改廃等を行うとともに、その成果を安全基準・指針等に的確に反映できるように公表する。これら安全研究に係わる管理については専門スタッフによる新たな安全研究マネジメントを構築する。	緊急性が認められない安全解析コードの改良整備に関わる研究や運転中保全に係わる検査基盤整備などについては、研究期間内であっても中止又は一時停止等の措置を講ずるとともに、実施プロジェクトの研究内容・規模の見直しとプロジェクト間の整理・統合を図る。 また、5年をこえて研究を実施している混合酸化物燃料炉心の核設計手法に係わる研究、研究開発段階炉に関する研究等について、速やかに継続実施すべきか否か、研究計画の絞り込みやプロジェクト間の統廃合が可能か否か等について検討を行い、研究プロジェクトの刷新を図る。 これらの安全研究の重点化は外部有識者からなる原子力安全研究評価委員会の審議を経て行う。その際、研究開発段階炉に関する研究については、少なくとも計画当初は中期目標期間をこえた期間設定とならないようにする。更に原子力政策の動向及び研究開発ニーズを十分に踏まえ、再設計を行う。 また、核燃料サイクル施設に関する調査研究については、原子力・エネルギー政策の見直しを踏まえ、安全規制のために不可欠な技術的根拠及び解析評価手法の整備に限定して実施する。 なお、平成 23 年度実施の安全研究テーマの抽出を行うための基礎・基盤研究については、廃止する。 ②専門スタッフによる安全研究のマネジメントシステムの構築 安全研究の目的、最終的な活用目標、それに至るスケジュールを明確化し、研究プログラムの全体把握やプロジェクトごとの進捗管理・実績把握を計画策定、実施、成果取りまとめの各段階においてヒアリングなどにより適切に行った上で、社会情勢の変化等の状況を踏まえ、迅速に研究プログラムの改廃等を行うとともに、その成果を安全基準・指針等に的確に反映できるように公表する。これら安全研究に係わる管理については専門スタッフによる新たな安全研究マネジメントを構築する。

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
③安全研究業務に関する不正経理及び不正受給の防止等 安全研究業務の実施に当たっては、公的研究費の不合理的な重複及び過度の集中の排除並びに不正経理及び不正受給の防止対策を強化する観点から、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（共通的な指針）（平成18年8月）等に沿った取組を行うことにより、業務の適正な運営を図る。 ④安全研究契約の適正化等 安全研究の委託にあたっては、契約の適正化を図るため、安全研究に支障を来さないようにしつつ調達に関する実施計画の見直しを行うとともに、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすくホームページにおいて開示する。 （４）安全情報関連業務 国際原子力機関（IAEA）、経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関及び海外規制機関の活動内容、規制動向等の情報並びに国内外事故・故障情報の収集・整理・分析・評価を行い、国内規制課題の的確な把握とその解決に向けた安全研究への活用や、必要に応じ安全確保のための規制措置の提言等を実施する。また、それらをデータベース情報として構築する。 なお、民間のデータベースの活用や収集対象とする情報の絞り込み等により効率化を図るとともに、外部リソースも活用した事故トラブル情報の分析業務においては、規制制度が抱える問題を抽出するとともに、分析結果を踏まえ適宜、具体的な規則の改訂骨子案の策定も含め、原子力規制庁が実施する規制業務や同業務に係る品質保証活動に活用できるように適切に情報提供する。 更に外部リソースを活用して調査業務を実施するに当たっては、	③安全研究業務に関する不正経理及び不正受給の防止等 安全研究業務の実施に当たっては、公的研究費の不合理的な重複及び過度の集中の排除並びに不正経理及び不正受給の防止対策を強化する観点から、総合科学技術会議が示した「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について」（共通的な指針）（平成18年8月）等に沿った取組を行うことにより、業務の適正な運営を図る。 ④安全研究契約の適正化等 安全研究の委託にあたっては、契約の適正化を図るため、安全研究に支障を来さないようにしつつ調達に関する実施計画の見直しを行うとともに、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすくホームページにおいて開示する。 （４）安全情報関連業務 国際原子力機関（IAEA）、経済協力開発機構／原子力機関（OECD/NEA）等の国際機関及び海外規制機関の活動内容、規制動向等の情報並びに国内外事故・故障情報等の収集・整理・分析・評価を行い、国内規制課題の的確な把握とその解決に向けた安全研究への活用や、必要に応じ安全確保のための規制措置の提言等を実施する。また、それらをデータベース情報として構築する。 なお、民間のデータベースの活用や収集対象とする情報の絞り込み等により効率化を図るとともに、外部リソースも活用した事故トラブル情報の分析業務においては、規制制度が抱える問題を抽出するとともに、分析結果を踏まえ適宜、具体的な規則の改訂骨子案の策定も含め、原子力規制委員会が実施する規制業務や同業務に係る品質保証活動に活用できるように適切に情報提供する。 さらに、外部リソースを活用して調査業務を実施するに当たって

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
明瞭性・客観性を備えた目標を明確にしテーマ選定を行うとともに、調査結果と併せ外部有識者の評価を受ける仕組みを設ける。	は、明瞭性・客観性を備えた目標を明確にしテーマ選定を行うとともに、調査結果と併せ外部有識者の評価を受ける仕組みを設ける。
5. 国際業務、広報業務等	5. 国際業務、広報業務等
(1) 国際業務 海外原子力安全情報の収集・活用や海外への情報発信、我が国の原子力安全規制技術や基準等の国際標準化の推進、国際条約等の義務の遂行に係る支援活動など、IAEA、OECD/NEA等の国際機関において、一貫性、継続性、安定性をもって国際活動を行うとともに、国際的に通用する人材の育成に取り組む。また、規制当局の二国間協力取り決めに基づく協力活動への支援、海外の原子力規制関連機関等との協力取り決めに基づく協力活動や原子力発電所の新規導入国に対する原子力安全規制基盤の整備や人材育成を目的とした支援活動等を通じ、我が国の安全規制の高度化や国際的な原子力安全の向上に貢献する。 具体的には、以下の活動を行う。 ①海外原子力安全情報の収集・活用及び海外への情報発信 海外の事故・故障情報、規制動向等に係わる情報を収集するとともに、我が国の運転状況、事故・故障情報、規制動向等の原子力安全及び安全規制に係る情報を海外に発信する。 ②二国間及び多国間の協力枠組に基づく各種活動 a. 二国間の協力取り決め等に基づく活動 原子力規制庁の二国間協力取り決めに基づく各種活動を支援するとともに、海外の原子力規制関連機関等との協力取り決めにに基づき、相手国ごとに具体的な対処方針を明確にした上で協力活動を行う。また、国際戦略の中で、その必要性、重要性を吟味の上、新規	(1) 国際業務 海外原子力安全情報の収集・活用や海外への情報発信、我が国の原子力安全規制技術や基準等の国際標準化の推進、国際条約等の義務の遂行に係る支援活動など、IAEA、OECD/NEA等の国際機関において、一貫性、継続性、安定性をもって国際活動を行うとともに、国際的に通用する人材の育成に取り組む。また、規制当局の二国間協力取り決めに基づく協力活動への支援、海外の原子力規制関連機関等との協力取り決めに基づく協力活動や原子力発電所の新規導入国に対する原子力安全規制基盤の整備や人材育成を目的とした支援活動等を通じ、我が国の安全規制の高度化や国際的な原子力安全の向上に貢献する。 具体的には、以下の活動を行う。 ①海外原子力安全情報の収集・活用及び海外への情報発信 海外の事故・故障情報の速やかな収集及び規制動向等に係わる情報の収集を行い、原子力規制委員会が実施する規制業務等に活用できるように情報提供するとともに、我が国の運転状況、事故・故障情報、規制動向等の原子力安全及び安全規制に係る情報を海外に発信する。 ②二国間及び多国間の協力枠組に基づく各種活動 a. 二国間の協力取り決め等に基づく活動 原子力規制委員会の二国間協力取り決めに基づく各種活動を支援するとともに、海外の原子力規制関連機関等との協力取り決めにに基づき、相手国ごとに具体的な対処方針を明確にした上で協力活動を行う。また、国際戦略の中で、その必要性、重要性を吟味の上、

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
協力チャンネルを開拓する。 b. 国際機関での活動 IAEA、OECD/NEA 等の国際機関の活動に関して、目的意識を明確にし、一貫性、継続性、安定性をもってメリハリのある国際展開を行う。特に、機構としての一貫した国際戦略の下で、国際的なリーダーシップを獲得するため、その重要性に応じ、国際機関が主催する会議等の議長、委員として、また、国際機関の事務局職員として、機構職員の派遣を行うなどの国際活動を行う。 ③近隣アジア諸国等の原子力発電所の新規導入国<u>に</u>対する支援活動 近隣アジア諸国等の原子力発電所の新規導入国の<u>原子力安全規制機関</u>を対象に、<u>原子力規制庁</u>の技術支援機関としての役割等を明確にしつつ、相手国のニーズも踏まえ原子力安全規制基盤の整備及び人材育成を目的として、研修やセミナーを実施する。 ④国際条約等の義務の遂行に係る支援活動 原子力安全条約、廃棄物等安全条約及び早期通報条約に関し、<u>原子力規制庁</u>の要請に応じてその支援を行う。	新規協力チャンネルを開拓する。 b. 国際機関での活動 IAEA、OECD/NEA 等の国際機関の活動に関して、目的意識を明確にし、一貫性、継続性、安定性をもってメリハリのある国際展開を行う。特に、機構としての一貫した国際戦略の下で、国際的なリーダーシップを獲得するため、その重要性に応じ、国際機関が主催する会議等の議長、委員として、また、国際機関の事務局職員として、機構職員の派遣を行うなどの国際活動を行う。 ③近隣アジア諸国等の原子力発電所の新規導入国の<u>原子力規制機関</u>に対する支援活動 近隣アジア諸国等の原子力発電所の新規導入国の<u>原子力規制機関</u>を対象に、<u>原子力規制委員会</u>の技術支援機関としての役割等を明確にしつつ、相手国のニーズも踏まえ原子力安全規制基盤の整備及び人材育成を目的として、研修やセミナーを実施する。 ④国際条約等の義務の遂行に係る支援活動 原子力安全条約、廃棄物等安全条約及び早期通報条約に関し、<u>原子力規制委員会</u>の要請に応じてその支援を行う。
(2) 広報業務 技術支援機関としての説明責任を履行し、国民の原子力安全規制に対する信頼性向上に貢献するべく、業務成果や技術情報等を中心とした機構の活動成果を国内外に発信する。 このため、情報の受け手の立場に立った形式、信頼性の高い発信方法、有効性評価の実施など情報発信の目的を明確にした上で、規程類を整備し、職員に周知するなどにより効率的かつ効果的な情報発信活動を推進する。 特に、機構の技術判断に対する国民の信頼性を確保するため、研	(2) 広報業務 技術支援機関としての説明責任を履行し、国民の原子力安全規制に対する信頼性向上に貢献するべく、業務成果や技術情報等を中心とした機構の活動成果を国内外に発信する。 このため、情報の受け手の立場に立った形式、信頼性の高い発信方法、有効性評価の実施など情報発信の目的を明確にした上で、規程類を整備し、職員に周知するなどにより効率的かつ効果的な情報発信活動を推進する。 特に、機構の技術判断に対する国民の信頼性を確保するため、研

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
究成果を規制当局、国民などにわかりやすく公表・公開し、組織の技術専門力を対外的に示していく。 なお、原子力ライブラリについては、著作権に留意しつつ、電子方式での公開に適するものを計画的に電子化するなどの準備作業を進め、電子方式等の方法に改善することとし、入館方式は廃止する。	究成果を規制当局、国民などにわかりやすく公表・公開し、組織の技術専門力を対外的に示していく。 なお、原子力ライブラリについては、著作権に留意しつつ、電子方式での公開に適するものを計画的に電子化するなどの準備作業を進め、電子方式等の方法に改善することとし、入館方式は廃止する。
(3) 国際原子力安全研修院（仮称）設立に向けた支援 新しい安全規制組織において設立を予定している国際原子力安全研修院（仮称）について、機構は、その専門的知見を活用し、原子力規制庁及び機構の職員の質の向上はもとより、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を活かした国際協力等も可能となる研修機関の設立を支援する。	(3) 国際原子力安全研修院（仮称）設立に向けた支援 新しい安全規制組織において設立を予定している国際原子力安全研修院（仮称）について、機構は、その専門的知見を活用し、原子力規制委員会及び機構の職員の質の向上はもとより、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を活かした国際協力等も可能となる研修機関の設立を支援する。 また、機構は、当該研修機関の設立されるまでの間、原子力規制庁職員に対して、専門的知見を活用した研修等を実施する。
<u>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</u>	<u>Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</u>
<u>1. 人材の確保・育成・活用</u> (1) 人材の確保 機構業務の着実な遂行のため、原子炉工学、機械工学、電気工学、土木工学、化学、地質学等の広範な分野に渡って専門性を有する職員を確保し、安定的かつ持続的な実施体制を維持・構築する必要がある。このためバランスのとれた人員構成に配慮しつつ、即戦力となる熟練技術者を一定程度中途採用する必要はあるとしても、中長期的な視点に立って、第3期中期目標期間終了までに50歳以上の技術系職員の割合を現状の3分の2以上から2分の1程度になるよう、募集を行い、50歳以下の職員の割合を増加させ、年齢構成のバランスの適正化に努めることで、年齢構成の改善を図る。 具体的には若手職員を中心にリクルートチームを組織するなどに	<u>1. 人材の確保・育成・活用</u> (1) 人材の確保 機構業務の着実な遂行のため、原子炉工学、機械工学、電気工学、土木工学、化学、地質学等の広範な分野に渡って専門性を有する職員を確保し、安定的かつ持続的な実施体制を維持・構築する必要がある。このためバランスのとれた人員構成に配慮しつつ、即戦力となる熟練技術者を一定程度中途採用する必要はあるとしても、中長期的な視点に立って、第三期中期目標期間終了までに50歳以上の技術系職員の割合を現状の3分の2以上から2分の1程度になるよう、募集を行い、50歳以下の職員の割合を増加させ、年齢構成のバランスの適正化に努めることで、年齢構成の改善を図る。 具体的には若手職員を中心にリクルートチームを組織するなどに

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
より、活発にリクルート活動を展開するとともに、民間の就職支援事業等を活用して機構の特長や応募要項を周知するなど、魅力ある職場としての機構の認知度を向上させ、より優秀な人材を確保できるように工夫する。 また、検査等業務に従事させる原子力事業者等の中途採用者を極力低減させるために、毎年度１０名程度の新卒者等の募集を行い、必要な新卒採用者等を確保していく。 (２) 人材育成・活用 ①人材育成 ベテラン人材が退職期を迎える状況に対して、安全基盤に関する技術が円滑に継承されるよう、世代交代に備えた人材育成や技術伝承のための取り組みを以下のとおり行う。すなわち人材育成に係る管理職員のマネジメント能力向上のための教育訓練の充実・強化を図るとともに、技術伝承については「２．業務に係る知的基盤の整備」で構築する「知識管理システム」を活用し、ベテラン職員個人の有する知識・情報・ノウハウを組織として継承していくとともに、技術伝承に係る技術分野、手順等について規程類等により明確化し、運用していく。 また、新卒採用者等に対し、最初の２年間の導入研修プログラムを経て、１０年後には一人前の技術職員として活動できるよう各種研修やOJTを通じて中長期的な育成に取り組むとともに、個別技術分野の専門能力を向上させるため、委員会活動等への参画や外部機関への出向等、組織内外の経験を積ませる仕組みの充実を図る。 <u>更に原子力規制庁</u>に対して自主的な提言等を行うとともに技術支援機関として規制上の課題に的確に応え得るよう、高度な専門性に加え、法令、制度等にも精通し、総合的な判断能力を有する人材を	より、活発にリクルート活動を展開するとともに、民間の就職支援事業等を活用して機構の特長や応募要項を周知するなど、魅力ある職場としての機構の認知度を向上させ、より優秀な人材を確保できるように工夫する。 また、検査等業務に従事させる原子力事業者等の中途採用者を極力低減させるために、毎年度１０名程度の新卒者等の募集を行い、必要な新卒採用者等を確保していく。 (２) 人材育成・活用 ①人材育成 ベテラン人材が退職期を迎える状況に対して、安全基盤に関する技術が円滑に継承されるよう、世代交代に備えた人材育成や技術伝承のための取り組みを以下のとおり行う。すなわち人材育成に係る管理職員のマネジメント能力向上のための教育訓練の充実・強化を図るとともに、技術伝承については「２．業務に係る知的基盤の整備」で構築する「知識管理システム」を活用し、ベテラン職員個人の有する知識・情報・ノウハウを組織として継承していくとともに、技術伝承に係る技術分野、手順等について規程類等により明確化し、運用していく。 また、新卒採用者等に対し、最初の２年間の導入研修プログラムを経て、１０年後には一人前の技術職員として活動できるよう各種研修やOJTを通じて中長期的な育成に取り組むとともに、個別技術分野の専門能力を向上させるため、委員会活動等への参画や外部機関への出向等、組織内外の経験を積ませる仕組みの充実を図る。 <u>さらに、原子力規制委員会</u>に対して自主的な提言等を行うとともに技術支援機関として規制上の課題に的確に応え得るよう、高度な専門性に加え、法令、制度等にも精通し、総合的な判断能力を有す

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
育成する。 このため、まずは高度な技術・データを背景として規制実態（現場実態等）を分析し制度上の課題を引き出す能力の向上を図るための取り組みを行うことで専門能力を向上させ、合わせて、個別の狭い分野に深い知識を有する職員（I型職員）から、個別技術に深い造詣を持ちながら機構内の様々な技術にアンテナを広げ、横のつながりを大切に業務を進める職員（T型職員）への移行、さらには、一部職員については、法律・制度の知識や現場知識を合わせ兼ね備えた職員（π型職員）への移行・育成を図り、相互理解能力や課題設定・解決力を持った人材の強化を行う。 なお、機構職員として業務遂行に必要な知識・技能の習得・向上を図るための研修については、一人当たり年平均 3 回以上の参加を目標とする。 ②人材活用 高度な専門性に加え、法令、制度等にも精通し、総合的な判断能力を有する人材を効果的に活用するため、機構内部における人員の流動性を高め適材適所の人材配置を行う。特に、若手職員については、高度な専門性獲得に加え、法令、制度等にも精通した総合的な判断能力の向上等の観点を重視した育成及び専門分野以外の能力開発などを念頭に置きつつ配属及び異動を行う。 <u>更に</u>、人材活用の基本的手法としての人事評価制度については、職員のモチベーション向上や組織内におけるコミュニケーション・ツールとしての視点も重視しつつ継続的な改善を行い、これらの評価結果を適切に処遇に反映する。	る人材を育成する。 このため、まずは高度な技術・データを背景として規制実態（現場実態等）を分析し制度上の課題を引き出す能力の向上を図るための取り組みを行うことで専門能力を向上させ、合わせて、個別の狭い分野に深い知識を有する職員（I型職員）から、個別技術に深い造詣を持ちながら機構内の様々な技術にアンテナを広げ、横のつながりを大切に業務を進める職員（T型職員）への移行、さらには、一部職員については、法律・制度の知識や現場知識を合わせ兼ね備えた職員（π型職員）への移行・育成を図り、相互理解能力や課題設定・解決力を持った人材の強化を行う。 なお、機構職員として業務遂行に必要な知識・技能の習得・向上を図るための研修については、一人当たり年平均 3 回以上の参加を目標とする。 ②人材活用 高度な専門性に加え、法令、制度等にも精通し、総合的な判断能力を有する人材を効果的に活用するため、機構内部における人員の流動性を高め適材適所の人材配置を行う。特に、若手職員については、高度な専門性獲得に加え、法令、制度等にも精通した総合的な判断能力の向上等の観点を重視した育成及び専門分野以外の能力開発などを念頭に置きつつ配属及び異動を行う。 <u>さらに</u>、人材活用の基本的手法としての人事評価制度については、職員のモチベーション向上や組織内におけるコミュニケーション・ツールとしての視点も重視しつつ継続的な改善を行い、これらの評価結果を適切に処遇に反映する。
2. 業務に関わる知的基盤の確立	2. 業務に関わる知的基盤の確立
ベテラン人材が有する現場経験で培われた技術的知見やノウハウ	ベテラン人材が有する現場経験で培われた技術的知見やノウハウ

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
が、同職員の退職によって失われることがないよう、機構で活躍していく人材や組織を育てるという意識のもと、近い将来退職が想定されるベテラン職員個人の有する知識・情報・ノウハウを組織として有効活用できる仕組みを構築する。具体的にはマニュアル化等により形式知化するとともに、これを実務の面で技術伝承するため、OJT や内容に応じて講習会の開催などの仕組みを構築、運用することで、組織内共有化・蓄積化を推進する。 また、部門を越えて、業務を通して獲得する情報、知見を共有し、有効かつ効率的に活用することで業務効率の向上を図り、専門知識を効果的に伝承するために、業務に関わる専門知識、ノウハウを共有管理するシステムと技術文書類を収集管理するシステムを連携させることで、業務遂行に必要な専門知識、技術文書、規制情報等の関連情報を同時に活用できる「知識管理システム」を構築するとともに、知識管理システムの構築業務を通して獲得する情報、知識についても共有し、業務効率の向上を図る。 <u>更に</u>、組織として一貫・統一的な判断・対応を行うため、対外的に示した組織としての判断・見解等について、全職員が適時に共有化できるよう規程類等を定め、運用する。	が、同職員の退職によって失われることがないよう、機構で活躍していく人材や組織を育てるという意識のもと、近い将来退職が想定されるベテラン職員個人の有する知識・情報・ノウハウを組織として有効活用できる仕組みを構築する。具体的にはマニュアル化等により形式知化するとともに、これを実務の面で技術伝承するため、OJT や内容に応じて講習会の開催などの仕組みを構築、運用することで、組織内共有化・蓄積化を推進する。 また、部門を越えて、業務を通して獲得する情報、知見を共有し、有効かつ効率的に活用することで業務効率の向上を図り、専門知識を効果的に伝承するために、業務に関わる専門知識、ノウハウを共有管理するシステムと技術文書類を収集管理するシステムを連携させることで、業務遂行に必要な専門知識、技術文書、規制情報等の関連情報を同時に活用できる「知識管理システム」を構築するとともに、知識管理システムの構築業務を通して獲得する情報、知識についても共有し、業務効率の向上を図る。 <u>さらに</u>、組織として一貫・統一的な判断・対応を行うため、対外的に示した組織としての判断・見解等について、全職員が適時に共有化できるよう規程類等を定め、運用する。
3. 組織運営、業務の質の向上、業務執行の高度化	3. 組織運営、業務の質の向上、業務執行の高度化
機構の有する専門技術能力その他の資源を最大限に活用し、組織全体としての成果を向上していくため、引き続き、経営機能の強化、機動的・弾力的な組織運営、業務の質の向上により、組織運営の高度化等を図るため、特に以下の点について重点的に取り組む。 (1) 経営機能の強化 内部統制については、組織にとって重要な情報等の把握、法人ミッションの役職員に対する周知徹底、法人ミッションや中期目標の	機構の有する専門技術能力その他の資源を最大限に活用し、組織全体としての成果を向上していくため、引き続き、経営機能の強化、機動的・弾力的な組織運営、業務の質の向上により、組織運営の高度化等を図るため、特に以下の点について重点的に取り組む。 (1) 経営機能の強化 内部統制については、組織にとって重要な情報等の把握、法人ミッションや中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出しと

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
達成を阻害する要因（リスク）の洗い出しと重点的に改善に取り組むべきリスクの把握等に組織的に取り組むための体制を整備することにより、更に充実・強化を図る。 (2) 機動的・弾力的な組織運営 組織全体としての成果向上のため、原子力を取り巻く環境や原子力規制庁の規制ニーズの変化等に応じ、柔軟に組織編成を実施するなどの機動的・弾力的な組織運営を行う。 ① 職員の専門性をかん養するとともに、専門性の高い職員の定着を図り、新たな規制ニーズへ機敏に対応するとともに、大規模自然災害等による事故にも迅速かつ的確に対応していく。 ② 機構の有する専門技術能力その他資源を最大限に活用し、組織全体としての成果を向上していくため、組織横断的な企画立案・運営等の強化、規制制度の理解と専門技術の融合、組織活性化につながる組織風土の醸成等を目的とした組織運営の改善を図る。 ③ 機構の役割を効果的・効率的に果たすため、各部室は原子力を取り巻く環境・動向の変化を的確に分析し、業務の優先度と機構に必要な業務遂行能力を明確する。また、トップマネジメントによる目標の設定、進捗状況管理などを通じ、期待される成果を得るために適切な業務運営を行う。	重点的に改善に取り組むべきリスクの把握等に組織的に取り組むための体制の一層の充実・強化を図る。 また、社会的影響の大きい不適合が発生した又は発生するおそれがある場合は、組織として迅速かつ的確に対応するため、客観的、総合的に対応する仕組みを充実させるとともに、トラブル発生時等の連絡体制を徹底するなど、リスクマネジメントの強化を図る。 さらに、リスクマネジメントに係る教育・訓練を実施し、その結果を測定・評価する仕組みを充実させ、リスクマネジメントに係る教育・訓練の継続的な改善を図る。 (2) 機動的・弾力的な組織運営 組織全体としての成果向上のため、原子力を取り巻く環境や原子力規制委員会の規制ニーズの変化等に応じ、柔軟に組織編成を実施するなどの機動的・弾力的な組織運営を行う。 ① 職員の専門性をかん養するとともに、専門性の高い職員の定着を図り、新たな規制ニーズへ機敏に対応するとともに、大規模自然災害等による事故にも迅速かつ的確に対応していく。 ② 機構の有する専門技術能力その他資源を最大限に活用し、組織全体としての成果を向上していくため、組織横断的な企画立案・運営等の強化、規制制度の理解と専門技術の融合、組織活性化につながる組織風土の醸成等を目的とした組織運営の改善を図る。 ③ 機構の役割を効果的・効率的に果たすため、各部室は原子力を取り巻く環境・動向の変化を的確に分析し、業務の優先度と機構に必要な業務遂行能力を明確する。また、トップマネジメントによる目標の設定、進捗状況管理などを通じ、期待される成果を得るために適切な業務運営を行う。

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
(3) 業務の質の向上 ① 品質マネジメントシステムやリスクマネジメントシステムを組織業務の全般に展開するとともに、第三者評価の活用を含め、自ら厳格に業務実態を評価し、課題を抽出し、改善につなげる活動の充実を図る（内部監査は年 1 回実施するほか、外部監査等も活用する。）。 ② 品質マネジメント部門を組織横断的に独立させるなど充実強化を図り、技術的判断の品質を確保することにより国民に対する信頼性確保につなげる。 (4) 中立・公正な業務執行 検査等業務、クロスチェック解析及び運転期間の制限に伴う経年劣化評価等の直接的に原子力安全規制行政の一部を担う業務に携わる職員については、原子力事業者等からの出向者を充てないことと	(3) 業務の質の向上 ① <u>東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の背景として、我が国において安全文化が定着しているとは言い難い状況にあったと指摘されていることを踏まえ、安全文化の再構築を図る。</u> ② 品質マネジメントシステムやリスクマネジメントシステムを組織業務の全般に展開するとともに、第三者評価の活用を含め、自ら厳格に業務実態を評価し、課題を抽出し、改善につなげる活動の充実を図る（内部監査は年 1 回実施するほか、外部監査等も活用する。）。 ③ 品質マネジメント部門を組織横断的に独立させるなど充実強化を図り、技術的判断の品質を確保することにより国民に対する信頼性確保につなげる。 ④ <u>原子力規制委員会を含む外部からの作業依頼について、重要度、リスク、作業期限等を踏まえ、品質確保のための実施体制を検討し、依頼内容に変更が発生した際には必要な対応策を検討する仕組みの充実を図る。</u> <u>また、複数部室間にまたがる作業については、関係者間で十分な協議・調整を行い、役割・責任分担の明確化を図る。</u> ⑤ <u>外部能力を活用する場合は、品質管理に関する要求事項を具体化するなど調達管理の充実を図る。</u> ⑥ <u>業務管理のプロセスの測定・評価を徹底し、その結果を業務に係る規程・手順書等の継続的な改善及びそれらに関する教育・訓練の継続的な改善に反映する。</u> (4) 中立・公正な業務執行 検査等業務、クロスチェック解析及び運転期間の制限に伴う経年劣化評価等の直接的に原子力安全規制行政の一部を担う業務に携わる職員については、原子力事業者等からの出向者を充てないことと

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
し、業務の中立・公正な実施に努める。 特に検査等業務については、第二期中期目標期間において、機構が行う検査の信頼性に対する疑念をもたれるような検査未実施等の問題が発生したことを踏まえ、検査員等の中立・公正性の一層の確保、抜き打ち検査の強化、情報の開示、第三者を活用した品質管理の強化等を図る。	し、業務の中立・公正な実施に努める。 特に検査等業務については、第二期中期目標期間において、機構が行う検査の信頼性に対する疑念をもたれるような検査未実施等の問題が発生したことを踏まえ、検査員等の中立・公正性の一層の確保、抜き打ち検査の強化、情報の開示、第三者を活用した品質管理の強化等を図る。
<u>4. 科学的・合理的判断に基づく業務の実施</u>	<u>4. 科学的・合理的判断に基づく業務の実施</u>
検査等業務、安全審査等関連業務等の原子力安全規制の基盤的業務の実施に当たってはグローバル化の中で、原子力安全技術の分野での国際機関等での最新の議論を踏まえることで国際的な共通理解を的確に把握しつつ、科学的・合理的な判断の下で行う。また、判断の根拠について透明性を確保するためにタイムリーな報告書の作成・公表、ホームページ掲載、学会発表等により、必要な情報の公開、発信を行う。特に毎年度の安全研究の成果についてホームページ等で公開する。 なお、学会発表、論文発表については年間 100 件以上を確保する。	検査等業務、安全審査等関連業務等の原子力安全規制の基盤的業務の実施に当たってはグローバル化の中で、原子力安全技術の分野での国際機関等での最新の議論を踏まえることで国際的な共通理解を的確に把握しつつ、科学的・合理的な判断の下で行う。また、判断の根拠について透明性を確保するためにタイムリーな報告書の作成・公表、ホームページ掲載、学会発表等により、必要な情報の公開、発信を行う。特に毎年度の安全研究の成果についてホームページ等で公開する。 なお、学会発表、論文発表については年間 100 件以上を確保する。
<u>5. 業務の効率化</u>	<u>5. 業務の効率化</u>
(1) 外部能力の活用 試験研究の実施に当たって必要となる施設は、機構が固定的経費を負担することがないよう、既存の国内外の施設を活用するよう努めるとともに、必要な人的資源についても、機構における人材育成、技術的能力の維持等の要請とのバランスを考慮しつつ、調査、試験研究業務等におけるデータ入力等の単純作業、専門性の高い情報システム運用管理業務、防災関連施設の管理・運用業務等は外部能力を活用することとする。	(1) 外部能力の活用 試験研究の実施に当たって必要となる施設は、機構が固定的経費を負担することがないよう、既存の国内外の施設を活用するよう努めるとともに、必要な人的資源についても、機構における人材育成、技術的能力の維持等の要請とのバランスを考慮しつつ、調査、試験研究業務等におけるデータ入力等の単純作業、専門性の高い情報システム運用管理業務、防災関連施設の管理・運用業務等は外部能力を活用することとする。

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
(2) 情報化の推進 情報技術高度化の動向を把握するとともに、文書の電子化等周辺環境の整備を促進すること等により、事務処理の効率化・迅速化を推進する。また、第二期中期目標期間中に整備した情報システムの適切な運用・管理を行いつつ、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」を踏まえた業務・システムの見直しによる改良・更新を行う。 また、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、<u>適切な情報セキュリティ対策を推進する取組を行い、</u>より高度化する外部からの脅威による情報漏えい等を防ぐため、ネットワーク体系の見直し、サーバ体系の見直し、ファイアーウォールの強化等十分な情報セキュリティ対策を講じる<u>とともに、</u>毎年度 1 回の自己点検や監査等の結果を踏まえ、運用の継続的な見直しを行うことにより、PDCAサイクルを継続的に実施する。 (3) 業務経費等の削減 ① 毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。 ② 運営費交付金による業務については、効率的遂行に努め、一般管理費は毎年度平均で前年度比 3%以上を削減、事業費（I 1. にいう検査等に係るものを除く。）については、毎年度平均で前年度比 1%以上の削減を行う。 ③ 給与水準については、安全基盤に関する技術が円滑に継承されるよう技術者の確保に考慮しつつ、手当の適正化や賞与査定の厳格化など給与水準の適正化の取り組みを継続することとし、平成	(2) 情報化の推進 情報技術高度化の動向を把握するとともに、文書の電子化等周辺環境の整備を促進すること等により、事務処理の効率化・迅速化を推進する。また、第二期中期目標期間中に整備した情報システムの適切な運用・管理を行いつつ、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」を踏まえた業務・システムの見直しによる改良・更新を行う。 また、<u>機構内のパーソナルコンピュータの一部がマルウェア（不正プログラム）に感染していた可能性があったことが平成 24 年 5 月に判明したことに鑑み、</u>より高度化する外部からの脅威による情報漏えい等を防ぐため、政府の情報セキュリティ対策における方針を踏まえ、ネットワーク体系の見直し、サーバ体系の見直し、ファイアーウォールの強化等十分な情報セキュリティ対策を講じる。<u>さらに、</u>毎年度 1 回の自己点検や監査等の結果を踏まえ、運用の継続的な見直しを行うことにより、PDCAサイクルを継続的に実施する。 (3) 業務経費等の削減 ① 毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行う。 ② 運営費交付金による業務については、効率的遂行に努め、一般管理費は毎年度平均で前年度比 3%以上を削減、事業費（I 1. にいう検査等に係るものを除く。）については、毎年度平均で前年度比 1%以上の削減を行う。 ③ 給与水準については、安全基盤に関する技術が円滑に継承されるよう技術者の確保に考慮しつつ、手当の適正化や賞与査定の厳格化など給与水準の適正化の取り組みを継続することとし、平成

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
22 年度における対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案 102. 2）に鑑み、第 3 期中期目標期間中においても引き続き目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、国家公務員に準じた給与改定を行い国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、中期目標期間を通じて、国家公務員における総人件費改革の取り組みを踏まえて着実に実施する。 ④ 業務内容に応じ、外部機関を活用するとともに、競争的な調達を行う。なお、随意契約により委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。 ⑤ 機構が会議所、研修施設、分室等の施設を保有する場合には、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点からの見直しを図るものとする。	22 年度における対国家公務員指数（年齢・地域・学歴勘案 102. 2）に鑑み、第三期中期目標期間中においても引き続き目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組み、国家公務員に準じた給与改定を行い国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、中期目標期間を通じて、国家公務員における総人件費改革の取り組みを踏まえて着実に実施する。 ④ 業務内容に応じ、外部機関を活用するとともに、競争的な調達を行う。なお、随意契約により委託等を行う場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号。財務大臣から各省各庁の長あて。））等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。 ⑤ 機構が会議所、研修施設、分室等の施設を保有する場合には、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点からの見直しを図るものとする。
Ⅲ. 予算、収支計画及び資金計画 予算、収支計画及び資金計画は以下の通り。 1. 予算（人件費の見積もりを含む。）《別表 1》 [運営費交付金の算定ルール] ○運営費交付金額＝一般管理費(A) × α +事業費(B₁(検査等に係るものを除く。)) × β × γ₁ +検査等に係る事業費(B₂) × γ₂ + 特殊要因(X) - 自	Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画 予算、収支計画及び資金計画は以下の通り。 1. 予算（人件費の見積もりを含む。）《別表 1》 [運営費交付金の算定ルール] ○運営費交付金額＝一般管理費(A) × α +事業費(B₁(検査等に係るものを除く。)) × β × γ₁ +検査等に係る事業費(B₂) × γ₂ + 特殊要因(X) - 自己

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
己収入(C) 一般管理費(A)＝共通部門人件費(S)＋その他一般管理費（前年度）× δ 事業費(B)＝事業人件費(S)＋前年度事業費(B_{y-1}(事業人件費を除く))×δ 人件費(S)＝前年度人件費(S_{y-1})×s 特殊要因(X)＝原子炉施設等のトラブル対応や設備更新等に伴い、一時的に発生する資金需要に対応するもの。 自己収入(C)＝各事業年度の自己収入（検査手数料収入を除く）の見積額×ε 注 α：効率化係数（毎年度平均で前年度比3%以上） β：効率化係数（毎年度平均で前年度比1%以上） γ：政策係数（法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会等による評価等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。） δ：消費者物価係数（前年度における実績値を使用。） s：人件費調整係数（前年度からの組織実態の変化（昇給、採用・退職等）に応じ決定する。） ε：自己収入調整係数（自己収入の見込みに基づき決定する。） 2. 収支計画《別表2》 3. 資金計画《別表3》	収入(C) 一般管理費(A)＝共通部門人件費(S)＋その他一般管理費（前年度）× δ 事業費(B)＝事業人件費(S)＋前年度事業費(B_{y-1}(事業人件費を除く))×δ 人件費(S)＝前年度人件費(S_{y-1})×s 特殊要因(X)＝原子炉施設等のトラブル対応や設備更新等に伴い、一時的に発生する資金需要に対応するもの。 自己収入(C)＝各事業年度の自己収入（検査手数料収入を除く）の見積額×ε 注 α：効率化係数（毎年度平均で前年度比3%以上） β：効率化係数（毎年度平均で前年度比1%以上） γ：政策係数（法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会等による評価等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。） δ：消費者物価係数（前年度における実績値を使用。） s：人件費調整係数（前年度からの組織実態の変化（昇給、採用・退職等）に応じ決定する。） ε：自己収入調整係数（自己収入の見込みに基づき決定する。） 2. 収支計画《別表2》 3. 資金計画《別表3》
IV. 短期借入金の限度額	IV. 短期借入金の限度額
1. 短期借入金の限度額： 6, 7 2 7 百万円 2. 想定される理由：	1. 短期借入金の限度額： 6, 7 2 7 百万円 2. 想定される理由：

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
運営費交付金の受入れの遅延、国の要請による緊急事態への対応業務の発生等に対応することを想定した。	運営費交付金の受入れの遅延、国の要請による緊急事態への対応業務の発生等に対応することを想定した。
<u>V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画</u>	<u>V. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画</u>
なし。	なし。
<u>VI. 剰余金の使途</u>	<u>VI. 剰余金の使途</u>
剰余金が発生した場合には、後年度負担に配慮しつつ、原子力安全基盤の維持向上のため以下の使途に使用。 1. 人材育成、能力開発 2. 原子力安全高度化のための先行的調査研究 3. 情報インフラの繰り上げ更新 4. 短期期限付職員の新規採用 5. 検査等業務	剰余金が発生した場合には、後年度負担に配慮しつつ、原子力安全基盤の維持向上のため以下の使途に使用。 1. 人材育成、能力開発 2. 原子力安全高度化のための先行的調査研究 3. 情報インフラの繰り上げ更新 4. 短期期限付職員の新規採用 5. 検査等業務
<u>VII. その他国の求めに応じ行う業務等</u>	<u>VII. その他国の求めに応じ行う業務等</u>
1. 国の求めに応じ行う業務 国の行政機関から求めがあった場合は、独立行政法人原子力安全基盤機構法第 13 条第 1 項及び第 2 項の業務の遂行に支障のない範囲で適切な対応を行う。	1. 国の求めに応じ行う業務 国の行政機関から求めがあった場合は、独立行政法人原子力安全基盤機構法第 13 条第 1 項及び第 2 項の業務の遂行に支障のない範囲で適切な対応を行う。
2. <u>環境</u> 大臣による要求 <u>環境</u> 大臣から、独立行政法人原子力安全基盤機構法第 16 条第 1 項の規定に基づき原子力の安全の確保のため特に必要があり、同法第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務に関し必要な措置をとるよう要求があったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ必要な措置を迅速かつ正確に実施する。	2. <u>主務</u> 大臣による要求 <u>主務</u> 大臣から、独立行政法人原子力安全基盤機構法第 16 条第 1 項の規定に基づき原子力の安全の確保のため特に必要があり、同法第 13 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務に関し必要な措置をとるよう要求があったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ必要な措置を迅速かつ正確に実施する。
<u>VIII. その他<u>環境省令</u>で定められた記載事項</u>	<u>VIII. その他<u>主務省令</u>で定められた記載事項</u>
1. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）。	1. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）。

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
○方針 中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能なかぎり配置転換による人員を充てるとともに、外部人材の積極的活用により、総事業費に対して常勤職員の人件費が占める割合の抑制に努める。 (参考 1) 1) 期初の常勤職員数：4 6 4 人 2) 期末の常勤職員数の見込み：期初と同程度の範囲内で、総人件費に対する政府方針を踏まえ、弾力的に対応する。 ・検査手数料収入等により手当される職員については、業務の需要に応じて必要人員の増減が有り得る。 (参考 2) 中期目標期間中の人件費総額 第三期中期目標期間中の人件費総額見込み：2 2, 0 4 6 百万円 但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与等に相当する範囲の費用である。また、検査手数料収入等により手当てされる職員の人件費の増減に伴う変動が有り得る。 2. 積立金の処分に関する事項 第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち環境大臣の承認を受けた金額について、①自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用、②ファイナンスリース取引に係る損益差額並びに棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定に係る会計処理、③東日本大震災の影響を踏まえた関	○方針 中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能なかぎり配置転換による人員を充てるとともに、外部人材の積極的活用により、総事業費に対して常勤職員の人件費が占める割合の抑制に努める。 (参考 1) 1) 期初の常勤職員数：4 6 4 人 2) 期末の常勤職員数の見込み：期初と同程度の範囲内で、総人件費に対する政府方針を踏まえ、弾力的に対応する。 ・検査手数料収入等により手当される職員については、業務の需要に応じて必要人員の増減が有り得る。 (参考 2) 中期目標期間中の人件費総額 第三期中期目標期間中の人件費総額見込み：2 2, 0 4 6 百万円 但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与等に相当する範囲の費用である。また、検査手数料収入等により手当てされる職員の人件費の増減に伴う変動が有り得る。 2. 積立金の処分に関する事項 第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、①自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用、②ファイナンスリース取引に係る損益差額並びに棚卸資産や前払費用、長期前払費用、前渡金等の経過勘定に係る会計処理、③東日本大震災の影響を踏まえた関

第三期中期計画 現行版	第三期中期計画 修正案
連施設・設備の増強等のための財源、④検査手数料を財源とする検査等業務、に充てることとする。 《別表 1》 省略 中期目標期間中の予算の見積もりに当っては、運営費交付金については平成 24 年度予算を基準に、運営費交付金の算定ルールに基づき、Ⅱ 5.（3）②の削減目標を踏まえ試算した。また、検査手数料収入については平成 22 年度実績に基づき試算した。実際の予算は、運営費交付金においては毎年度の予算編成において定まる係数等に基づき本算定ルールにより決定されることから、検査手数料収入においては事業者からの申請件数により決定されることから、見積もりの額から増減することとなる。 《別表 2》 省略 《別表 3》 省略	連施設・設備の増強等のための財源、④検査手数料を財源とする検査等業務、に充てることとする。 《別表 1》 省略 中期目標期間中の予算の見積もりに当っては、運営費交付金については平成 2 4 年度予算を基準に、運営費交付金の算定ルールに基づき、Ⅱ 5.（3）②の削減目標を踏まえ試算した。また、検査手数料収入については平成 2 2 年度実績に基づき試算した。実際の予算は、運営費交付金においては毎年度の予算編成において定まる係数等に基づき本算定ルールにより決定されることから、検査手数料収入においては事業者からの申請件数により決定されることから、見積もりの額から増減することとなる。 《別表 2》 省略 《別表 3》 省略